

## よくある質問

項目	質問	回答
提案書の提出方法	E-mailでの提出も可能ですか。	E-mail, 持込, 郵送のいずれかの方法でご提出をお願いします。
呉市観光コンテンツ創出塾	呉市観光コンテンツ創出塾への申し込みは必須ですか。	必須ではございませんが, 専門家の助言を受けることができるなど, 事業の磨き上げに有益な塾ですので参加を検討ください。
交付対象事業者	令和5年度に呉市観光コンテンツ創出事業補助金の交付を受けた事業者も対象ですか。	対象になります。 ただし, 新規性の乏しい事業については対象外です。
	任意団体も申請可能ですか。	規約等により代表者の定めがあり, 財産の管理を適正かつ継続的に行うことができる者に限り申請ができます。なお, 提案書提出の際に, 団体規約及び会員名簿の御提出が必要です。
	呉市外の事業者も対象になりますか。	新たに呉市内で事業を計画し, 活動拠点をもち(呉市内での観光コンテンツの提供), 継続的な事業展開ができる場合, 対象になります。
交付要件	令和6年度のみ行う事業も対象になりますか。	なりません。 一過性の事業ではなく, 補助事業終了後も継続した事業であることが必要です。
補助事業費	事業費の下限や上限の設定はありますか。	ございません。
交付対象事業 (共通)	他の補助金を受ける事業も対象ですか。	本補助金以外に国又は県等からの補助や委託等を受ける事業は, 交付対象になりません。

<p>交付対象事業 （ナイトタイムを活用した観光コンテンツ創出事業）</p>	<p>日中に行う観光コンテンツは対象になりますか。</p>	<p>日中に行う観光コンテンツのみの場合は対象になりません。例えば、日中に行う観光コンテンツと宿泊のセットプランなど、宿泊の増加（ナイトタイムの活用）を行う観光コンテンツは対象事業です。</p>
	<p>地場産品を活用した夕食や朝食メニューの開発は対象になりますか。</p>	<p>対象です。</p>
<p>交付対象事業 （インバウンド等観光客サイクルツーリズム創出事業）</p>	<p>国内観光客のみを対象とした事業でもよいですか。</p>	<p>対象となりません。 販売ターゲットに「インバウンド観光客を含む」ことが要件です。</p>
	<p>サイクリストの受入れ環境の整備、モデルコースの作成も対象ですか。</p>	<p>対象です。</p>
<p>交付対象事業 （閑散期新規大型イベント創出事業）</p>	<p>延べ5,000人以上の参加が要件としてありますが、短期間のイベントでなくてもよいですか。</p>	<p>閑散期（12月～2月）に行われるイベントであれば開催期間は問いません。例えば、12月の1ヶ月間にクリスマスマーケットを実施するなども対象です。</p>
	<p>こちらの対象事業も1年限りではなく、補助事業終了後も行うことが条件ですか。</p>	<p>そのとおりです。 来年度以降も開催を行うイベントであることが条件です。</p>
<p>補助対象経費</p>	<p>モニターツアーなどで参加料を徴収してよいですか。また、参加料を自己資金に充当してもよいですか。</p>	<p>参加料等など、観光コンテンツの体験者から料金を徴収することは禁じていません。また、参加料等を自己資金に充当していただいて構いません。</p>
<p>補助対象経費</p>	<p>従業員の給料や日当も、対象経費になりますか。</p>	<p>なりません。 補助事業を実施するために臨時的に雇い入れた者の賃金については対象になります。</p>

補助対象経費	観光コンテンツのプロモーションに係る費用も補助対象経費になりますか。	補助対象経費です。
	審査の結果、補助金額が減額になる場合がありますか。	事業が採択された場合でも、対象経費の一部が、観光コンテンツ創出に不要と審査され、減額になる場合がございます。
審査	応募件数を教えてもらえますか。	お答えできません。
	審査項目を教えてください。	公募要領の「9 選定方法及び選定結果の通知」をご覧ください。
	プレゼンテーションの日時・場所について	6月中旬を予定しております。 日時はあらためてお知らせします。 なお対面での開催とし、オンラインでの参加はできません。